

告 示

埼玉県告示第千三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称			変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
たんぼぼの家	所沢市医師会居宅介護支援事業所	埼玉ライフケアサービス 大和田居宅介護支援事業所				
名称	所在地	所在地	所在地			
たんぼぼ	所沢市上安松 一〇二二四一七	新座市大和田 五一〇一三 ラ・パレット一	F 新座市大和田 一〇一六二			
たんぼぼの家	所沢市上安松 一〇二八三一四	新座市大和田 一〇一六二				
居宅介護支援	通所介護	訪問介護	居宅介護支援	居宅介護支援	訪問介護	介護予防訪問介護